

第 10 次南風原町高齢者保健福祉計画策定業仕様書

1. 業務委託名

第 10 次南風原町高齢者保健福祉計画策定業務

2. 計画の目的

本計画は、高齢者が住みなれた地域で、いつまでもその人らしく自立し安心して暮らしていける長寿社会の実現を目指し、保健・福祉・介護におけるサービス提供のほか、生きがい支援、地域の支え合い、権利擁護、災害時の避難支援など、広く高齢者を支えていくための南風原町の施策の方向性や取り組みを明らかにし計画策定業務を委託するものである。

3. 委託期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 31 日まで

4. 委託業務内容

(1) 高齢者の生活に関するアンケート調査

本町高齢者の生活実態やニーズ等を踏まえた計画とするため、高齢者の生活に関するアンケート調査を実施する。

①調査票原案作成

前回調査の内容を踏まえるとともに、今後どのような内容を把握していくかなどを町と協議・調整を重ねながら、調査票の原案を作成する。

※調査票の質問数の目安は 60 問程度とする。

②調査対象者

調査対象者は、本町に住所を有する 65 歳以上の在宅高齢者の中から、無作為抽出により 2,700 人を対象とする。調査対象者の抽出は町が行い、受託者に提供する。

③調査の方法

調査の方法は、郵送による配布・回収とし、調査票の回収率は 50%を見込む。

④調査票の印刷、調査票の配布・回収用封筒の印刷(配布用封筒への宛名印刷含む)、調査票の封入・封緘等の発送準備作業及び発送までを行う。

※これらにかかる費用は全て受託者の負担とする。

⑤回収した調査票の入力・集計

回収した調査票を入力し、調査項目(質問)ごとに単純集計表及びクロス集計表を作成する。

⑥調査結果の分析及び報告書の作成

調査の集計結果を基に分析を行い、分析コメントと図表を用いた調査結果分析報告書を作成する。

(2) 統計資料等の収集及びまとめ

高齢者の年齢層別人口や要支援・要介護認定者数、介護サービスの利用状況、高齢者の健康状況、保健・福祉サービスの利用状況等計画にかかる各種統計資料等を収集し、資料から見える高齢者の現状・課題等について取りまとめる。

(3) 現計画の点検・評価

現計画における高齢者施策について、関係課や関係団体等へのヒアリング調査等適切な方法により、施策の点検・評価行い、実施状況や課題等を整理する。その際、現計画にはない取り組みや今後の展開方針についても把握するものとする。

(4) 沖縄県介護保険広域連合算定の介護保険関連資料の確認・調整等

人口推計の独自算出、介護保険広域連合が示した見込み量の確認及び保険料に付いての見解や確認

(5) 計画案の作成

上記(1)から(3)を踏まえ、新たな計画に向けて現状・課題等を整理し、現状・課題等に対応した施策を立案する。また、介護保険制度の改正や国の基本指針等を踏まえた計画案とする。

(6) 計画策定委員会の運営支援

計画策定委員会(3回程度開催予定)への担当者の参加、委員会運営に関する事務局への必要な助言、資料提供、議事概要の作成その他運営に係る必要な支援を行なうこと。

5. 成果品

①南風原町高齢者の生活に関するアンケート調査分析報告書

A4版／1部、1色

②第9次南風原町高齢者保健福祉計画書

A4版／300部、表紙：カラー、本文：一色、120ページ程度

③上記成果品の原稿の電子媒体(CD-R等)

※電子媒体の原稿については、マイクロソフト社製「Word」「Excel」等を使用して、閲覧及び修正が可能な形式を用いること。また、ホームページで公開、閲覧できるようPDFファイル及びオープンデータとして活用できるファイルを提出すること。

6. 計画策定にあたっての留意事項

①社会経済情勢の変化及び保健・福祉・医療・介護保険等の関係法制度の動向を踏まえて策定すること。

②業務の詳細・日程等について、町担当課と綿密な連携を取ること。

- ③本計画は、沖縄県介護保険広域連合が策定する介護保険事業計画と整合性を図ること。
また、南風原町第5次総合計画や現在策定中の第3次南風原町地域福祉推進計画及び
関連する本町の他分野の計画と整合性を図り策定すること。

7. その他

- (1) 今後、新たに国や県及び介護保険広域連合より計画策定に関する指針等が示された場合に、当該指針等を踏まえた業務内容及びスケジュールが変更されることがある。
- (2) 当委託によって生じる著作権及び成果品の帰属は、すべて南風原町とする。
- (3) 業務に関連して知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。
- (4) 個人情報については、南風原町個人情報保護条例の規定に従い、適切に扱うこと。
- (5) 国が示す最新の情報等に基づき業務を遂行すること。
- (6) 本業務は成果品の検査合格をもって完了とする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項や業務の遂行にあたって疑義が生じた場合については、町と協議のうえ、決定すること。